

池田総合特許法律事務所 ニュースレター

平成27年2・3月 第6号



INDEX

- 👉 はじめに
- 👉 桜橋
- 👉 ちょっと相談～ミニコラム～
- 👉 無料相続・遺言相談特設日
- 👉 相談予約方法
- 👉 法律コラム

～はじめに～

2月には、財務セミナー、“争族リスク”診断・対策まるごとセミナー～を開催しました。セミナーの様子をホームページのスタッフブログに掲載しましたので、お時間のあるときに、ご覧頂ければ幸いです。

今後も幅広いセミナーを開催したいと思えます。ご希望のセミナーテーマがありましたら、企画したいと思えますので、当事務所までご連絡願います。

また、2・3月は、相続、遺言無料相談特設日を設けました(右下に日時を記載しました。)ので、お気軽にご相談下さい。

～桜橋～

事務所から桜通を西へ5分程歩いて行かれるとちょっとレトロな桜橋があります。昭和12年に名古屋汎太平洋平和博覧会が開催された時、桜通の開通とともに名古屋の近代都市をアピールするために製作された橋です。桜の木をモチーフにしたかのような外灯や透かし彫りの灯籠、桜のレリーフ等が素敵な橋です。



ちょっと相談～ミニコラム～

Q 雨上がりに歩道を歩いていたら、車が水たまりをはね上げ、走り去っていきました。白い服は泥がついて台無し。車のナンバーを覚えていますが、運転者を処分することはできますか。損害賠償の請求は出来ますか？

A このような運転行為は道路交通法上、運転免許の減点対象にはなりません、罰金の対象にはなりません。

泥がはねて衣類が汚れたのですから、クリーニング代などはドライバーに請求したいところですが、まず、車の所有者を割り出さなくてはなりません。

現在は、個人情報保護法の関係で、個人の方が車のナンバーだけで所有者を調べることは困難です。弁護士による照会という方法もありますが、所有者が判明しても、運転者本人かどうか分からず、本人が非を認めなければ、クリーニング代を支払ってもらうことは実際上困難です。

また、残念ながら特定の人からの嫌がらせであることが明らかな場合を除いて慰謝料を受け取ることは、まず出来ないと思われます。

無料相続・遺言相談特設日

2月26日(木)午後1時～8時

3月25日(水)午後1時～8時

4月 2日(木)午後1時～8時

お一人様約40分のご相談を予定しています。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

上記とは、別に通常通り、2・3月も無料相談会を行っています。

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM～5:30PM

ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

—法律コラムより—（事務所ホームページに掲載しました。）

池田総合特許法律事務所



～相続税増税時代の対処法～

本年1月1日以降に相続や贈与によって取得する財産に関する相続税について、改正された相続税法が施行され、これまでよりもより多くの方が相続税を支払うようになっていわれています。

【要点1】まず、遺産にかかる基礎控除が引き下げられました。

従来5000万円+1000万円×法定相続人数→
改正後3000万円+600万円×法定相続人数

妻と子ども二人が法定相続人として残された場合、4800万円の評価を超える遺産相続のケースでは、相続税の申告が必要です。

【要点2】最高税率の引き上げなど相続税の租税構造が変わりました。

各法定相続人の取得金額が1億円以下ならば税率30%、5000万円以下20%、3000万円以下なら15%、1000万円以下なら10パーセントで従前と変わりませんが、1億円超から2億円以下は40%、2億円超から3億円以下は45%、3億円超から6億円以下は50%、6億円超以上は55%と区分が細かく、最高税率がアップされました。

【要点3】税額控除の引き上げ

未成年者控除が20歳までの1年につき6万円⇒10万円、障害者1年につき6万円⇒10万円。

【要点4】小規模宅地等の特例の拡大

- ① 居住用の宅地の限度面積が240㎡（減額割合80%）⇒限度面積が330㎡
- ② 居住用と事業用の宅地を選択する場合
居住用～240㎡、事業用～400㎡で合計400㎡の制限⇒居住用～330㎡、事業用～400㎡、合計730㎡まで適用可能

税金を払うくらいなら、節税したいというのが人情です。節税の基本は、次の3つ。

- 1 資産を減らす
- 2 評価を下げる
- 3 控除項目を活用する

資産を減らす方法として、あげられる例として、①20年連れ添った配偶者への居住用資産の譲渡—2000万円相当、②孫への教育資金の贈与—1500万円まで、③住宅取得資金の贈与、耐震省エネなら1000万円まで、④先代から後継者への非上場株式の生前贈与等があります。

生前贈与をする場合、受贈者が先に亡くなってしまふ場合などの番狂わせがあったり、不動産をその後の事情で売却したいなどと言った事情が出てくる場合もありますから、慎重に考えることも必要です。良かれと思って節税のつもりがリスクを伴うこともありますから、迷ったら専門家の意見を聞いてみることをお勧めします。
〈池田桂子〉

池田総合特許法律事務所

〒460-0002

名古屋市中区丸の内一丁目17番19号

キリックス丸の内ビル802号

TEL 052-684-6290

FAX 052-684-6291

HPアドレス <http://www.ikedalawpatent.jp/>

メールアドレス ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

【取扱い業務】企業法務／事業再生支援・整理・借金問題／相続・遺言・贈与・事業承継／高齢者ホームロイヤー・後見／交通事故／離婚・子どもを巡る問題／知的ライセンス契約・商標・意匠・実用新案・その他知的財産権／労働問題／不動産取引／出張セミナー／建築紛争／医療事故